

○農林水産省告示第二千百五十四号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、同令第百十七条第一項の診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数及び同令第百六十六条の診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用のうち法第百四十四条第二項第二号に規定する診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数を次のように定める。

平成三十年十月一日

農林水産大臣 齋藤 健

農業保険法施行規則第百十七条第一項の診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数及び同令第百六十六条の診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用のうち法第百四十四条第二項第二号に規定する診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数を次のように定める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて

縦覧に供する。)

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 昭和三十年十月一日農林省告示第七百七十八号（農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）は、廃止する。
- 3 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた農業保険法施行規則による改正前の農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条第一項の診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用（初診料を除く。）の内容に応じて農林水産大臣が定める点数及び同令第三十四条の三第一項の診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用（初診料を除く。）のうち診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数は、同法附則第八条の規定にかかわらず、この告示で定める点数を適用する。

「次のよう」

家 畜 共 済 診 療 点 数 表

番号 種 別	点 数		備 考																		
	B種	A種																			
〔第1診察料〕			診察とは、病傷の識別を行うために獣医師のとり ^{りん}稟告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一 般的検査をいい、理化学的検査及び顕微鏡的検査を 含まない。																		
1 再 診	55	7	1 第2診以後予後判定又は治癒判定のため単に診 察するのみで、薬治、検査、注射、処置、指導及 び手術を行わない場合に限る。 2 予後不良と診断した場合は、B種に15点を加え る。																		
2 往 診			1 往診距離は、片道のみを計算し、1戸に2頭以 上の患者がある場合は、往診1回とする。 2 2戸以上連続して往診した場合は、それぞれ次 の患者に至るまでの距離とする。ただし、その距 離が次の患者とその獣医師の診療施設を起点とし た距離と比べて長い場合、当該獣医師の診療施設 を起点とした距離を往診距離とする。 3 夜間、深夜又は悪天候時の往診については、B 種に下表の点数を加える。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>500メー トルまでの 部分につい て</td><td>4キロ メートル までの部 分につい て</td><td>4キロメートルを超え る部分については、4 キロメートル又はその 端数を増すごとに</td></tr> <tr> <td>夜 間</td><td rowspan="2">33</td><td rowspan="2">67</td><td rowspan="2">12</td></tr> <tr> <td>悪天候時</td></tr> <tr> <td>深 夜</td><td rowspan="2">67</td><td rowspan="2">133</td><td rowspan="2">23</td></tr> <tr> <td>夜 間 で 悪天候時</td></tr> <tr> <td>深 夜 で 悪天候時</td><td>100</td><td>200</td><td>30</td></tr> </table> 4 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間 （深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時か ら翌日午前5時までの間をいう。		500メー トルまでの 部分につい て	4キロ メートル までの部 分につい て	4キロメートルを超え る部分については、4 キロメートル又はその 端数を増すごとに	夜 間	33	67	12	悪天候時	深 夜	67	133	23	夜 間 で 悪天候時	深 夜 で 悪天候時	100	200	30
	500メー トルまでの 部分につい て	4キロ メートル までの部 分につい て	4キロメートルを超え る部分については、4 キロメートル又はその 端数を増すごとに																		
夜 間	33	67	12																		
悪天候時																					
深 夜	67	133	23																		
夜 間 で 悪天候時																					
深 夜 で 悪天候時	100	200	30																		

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
500メートル以内 の場合	84	16	5 悪天候時とは、暴風時又は暴風雪時をいう。
500メートルを超 える場合	170	39	1 往診距離が4キロメートルを超えたときは、12キロメートルまでの部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に29点、A種に9点を、12キロメートルを超える部分については、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種に30点、A種に9点を加える。 2 悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合において、徒歩距離が1キロメートルを超えたときは、4キロメートルまでの部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に66点を、4キロメートルを超える部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に11点を加える。 3 積雪地域（別表に掲げる地域をいう。）において積雪期（12月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に往診した場合は、B種及びA種に3点を加え、往診距離が4キロメートルを超えたときは、4キロメートル又はその端数を増すごとにB種及びA種に更に3点を加える。
3 滞 在 診	889	9	1 1夜についての点数とする。 2 往診して深夜を含む6時間以上行われた場合に限る。
4 立 会 診	517	8	
〔第2薬治料〕			

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
5 薬 治			1 内服薬、洗浄薬、^{あん}罨法薬、塗布（擦）薬、散布薬、点眼薬、注入・挿入薬（原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬を除く。）を畜主に交付することをいう。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 調剤とは、一定の処方により1種以上の医薬品を特定の分量によって特定の用法に適するように調整することをいう。
調剤を必要とするもの	72	13	
調剤を必要としないもの	55	5	
〔第3文書料〕			同一内容のもの1回の交付についての点数とする。
6 診 断 書	100	5	処方箋及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第15条第2項の死亡診断書又は死体検案書の場合にも適用する。
7 検 案 書	100	5	自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査した場合に、獣医学的証明のために作成する文書をいう。
8 指 導 書	100	5	第7指導料の指導を行った場合に畜主に対し交付する文書をいう。
〔第4検査料〕			検査材料の採取を含む。ただし、血液の検査のための採血及び導尿による採尿を除く。
9 採 血	67	8	
10 乳汁簡易検査	57	7	CMT法又はその変法による細胞数検査、カタラーゼ、塩素量、pH、電気伝導度、血乳等の検査をいう。
11 乳汁ケトン体検査	60	26	乳汁中のケトン体を酵素法による簡易測定試験片により測定した場合とする。

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
12 乳汁顕微鏡的検査	156	45	1 ブリード法による細胞数検査等をいう。 2 体細胞数自動測定を行った場合は、B種を100点、A種を41点とする。
13 乳汁理化学的検査	138	34	NAGase活性、ラクトフェリン、エンドトキシン等の検査をいう。
14 微生物簡易検査	109	38	無染色及び普通染色の顕微鏡的検査（トリコモナス、皮膚真菌症等の検査を含む。）をいう。
15 微生物特殊検査	182	41	特殊染色による顕微鏡的検査をいう。
16 薬剤感受性検査	164	53	1 ディスク法（直接法）による検査をいう。 2 ディスク法（間接法）を行った場合は、B種を245点、A種を79点とする。 3 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に93点、A種に32点を加える。
17 細菌分離培養検査	252	86	1 検査材料から原因菌を純培養し菌種を同定する検査をいう。 2 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に104点、A種に43点を加える。 3 菌の有無のみを検査した場合は、B種を92点、A種を42点とする。 4 3の場合において、臨床型乳房炎について、2分房以上に対し菌の有無のみを検査した場合は、1分房増すごとにB種に54点、A種に24点を加える。 5 嫌気性培養を併せて行った場合は、B種に142点、A種に81点を加える。
18 血液一般検査	75	21	1 血球数自動計数装置により血球数等の測定を行った場合とする。 2 視算法により血球数等の測定を行った場合は、B種を150点、A種を19点とする。

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
19	血液顕微鏡的検査	132	21	3 遠心法により、ヘマトクリット値の測定を行った場合は、B種を75点、A種を12点とする。 4 血清又は全血による平板凝集反応を行った場合は、B種を95点、A種を12点とする。 血液像、血液寄生原虫等の検査をいう。
20	血液生化学的検査			1 試験紙、簡易測定器、分光光度計等による血液成分の測定をいう。 2 (2) から (4) までの検査を2種以上行った場合は、行った検査のうち最も大きい基本点数に、併せて行った検査の増点点数を加える。
(1)	^{たん} 総蛋白質量 アルブミン Z T T 血中尿素窒素 (B U N) C R E 血糖 総コレステロール 中性脂肪 リン脂質 遊離脂肪酸 血清カルシウム 血清マグネシウム 血清無機リン ナトリウム カリウム クロール 血清鉄 血清銅 A S T (G O T) A L T (G P T) O C T γ - G T P L D H C K	54	24	検査は各種別を合算して算定する。ただし、家畜から1回に採取した血液を用いて検査を5種以上行った場合は、当該点数にかかわらず、検査の種別数に応じて次に掲げる点数により算定する。 ① 5種以上7種以下 B種270点 A種120点 ② 8種又は9種 B種324点 A種144点 ③ 10種以上 B種378点 A種168点

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
	ALP ビリルビン 血色素量			
(2)	血清 ^{たん} 蛋白質分画 血漿 ^{しょう} フィブリノーゲン ムコ ^{たん} 蛋白 α 1酸性糖 ^{たん} 蛋白 リボ ^{たん} 蛋白 シアル酸 出血凝固時間 プロトロンビン時間 部分 ^{たん} トロンボプラスチン時間	119	36	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に64点、A種に24点を加える。
(3)	フィブリン分解産物(FDP) アポリポ蛋白 アンモニア 血中乳酸 β ヒドロキシ酪酸 セレンウム LDHアイソエンザイム グルタチオンペルオキシダーゼ ガストリン メトヘモグロビン BSP試験	176	48	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に92点、A種に31点を加える。
(4)	ビタミンA ビタミンE β カロチン インスリン プロジェステロン 血液ガス エンドトキシン	268	137	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に174点、A種に103点を加える。 乳汁を用いて測定した場合にも、この点数を適用する。
21	血清学的検査	242	26	試験管内凝集反応、補体結合反応、中和試験等をいう。

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
22 寄生虫検査	135	24	1 内・外寄生虫、子虫及び虫卵の検査をいう。 2 検査キットにより寄生虫の検査を行った場合は、B種を135点、A種を96点とする。
23 直腸検査	186	7	1 直腸内に手を挿入して消化器系、泌尿器系又は生殖器系の諸臓器について内部触診を行った場合とする。 2 膣検査（ちつ膣鏡検査、ちつ膣内診検査）を含む。
24 せん 穿刺検査	249	33	骨髓、リンパ節、滑液囊等の^{のう}穿刺及び採取材料の検査をいう。
25 生体組織学的検査	493	52	肝臓^{せん}穿刺、脾臓^{ひ}穿刺、心膜^{せん}穿刺、腎臓^{せん}穿刺等生体^{せん}穿刺法による組織、子宮内膜、腫瘍組織の採取及びその組織学的検査並びに子宮灌流液、肺胞洗浄液等の細胞診の検査をいい、直腸検査を含む。
26 尿検査	44	10	1 pH、^{たん}蛋白質、アルブモース、血色素、筋色素、インジカン、ビリルビン、ウロビリノーゲン、亜硝酸塩、アミラーゼ、ブドウ糖、比重、^{りん}磷酸塩、アセトン等の検査並びにアンモニア反応及び潜血反応の検査をいう。 2 N A G a s e 及び尿沈渣^{さ}の検査を行った場合は、B種を147点、A種を33点とする。
27 胃内容液検査	325	32	1 pH及びミクロフローラの検査をいう。 2 pH検査のみを行った場合は、B種を189点、A種を14点とする。 3 アンモニア、亜硝酸態窒素、低級脂肪酸（V F A）を測定した場合は、B種を605点、A種を76点とし、2種以上測定した時は、1種増すごとにB種に279点、A種に45点を加える。 4 エンドトキシンを測定した場合は、B種を738点、A種を209点とする。

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
28 レントゲン検査			
撮 影	819	188	1 小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とし、デジタル映像化処理を含む。 2 中型以上の装置（大動物診療用レントゲン自動車等）を用いて四ツ切フィルムを使用した場合、B種を863点、A種を232点とし、大角フィルムを使用した場合、B種を902点、A種を271点とする。 3 フィルムの枚数にかかわらず、この点数を適用する。
透 視	849	261	撮影、V T R 記録、デジタル映像化処理及びプリンタによる記録を含み、検査部位数あるいは記録枚数にかかわらずこの点数を適用する。
29 心電図検査	222	56	1 心電計を用いて循環器障害の検査を行った場合とする。 2 心音心電計を用いて心音図・心電図の検査を同時に行った場合は、B種を344点、A種を195点とする。
30 超音波検査	253	87	1 超音波画像診断装置を用いて画像検査を行った場合とする。 2 高分解能プローブを用いた検査又はドプラ法による検査を行った場合は、B種を451点、A種を285点とする。ただし、腹腔内臓器（心臓、肝臓、腎臓等）及び馬の関節（けん 腱等の周囲軟部組織を含む。）の検査に適用し、繁殖障害の検査には適用しない。
31 体腔内異物検査	64	7	金属異物探知機による検査をいう。
32 子宮頸管粘液検査	138	24	子宮頸管粘液の採取及び顕微鏡的検査をいう。
33 卵管疎通検査	333	23	直腸検査を含む。
34 蹄病検査	203	24	1 挙肢して検査を行った場合とする。

番 号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
35 内視鏡検査	334	67	2 2肢以上行った場合でも、この点数を適用する。 硬性鏡、ファイバースコープ等による検査を行う。ただし、腹腔内検査又は関節腔内検査を行った場合、B種を1,030点、A種を399点とし、腹腔内検査については、直腸検査を含む。
36 検案			自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査し、検案書を交付した場合とする。
解剖した場合			
牛・馬	800	62	
種豚	495	62	
解剖しない場合	273	6	
【第5注射料】			1 1回についての点数とする。なお、同一種類の注射薬を、その必要量に応じて2管以上使用しても1回とする。 2 原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬の注射には適用しない。 3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔のために使用した医薬品については、増点することができない。 4 血清類については、全て治療に用いた場合に限り、予防の目的をもって使用した場合は、適用しない。ただし、外傷及び手術の場合に行う破傷風血清注射は、この限りではない。
37 皮下注射	68	12	1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、B種に32点を加える。 2 補液管を使用した場合は、B種及びA種に25点を加える。
38 筋肉内注射	68	12	

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
39 静脈内注射	92	12	1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。 2 補液管を使用した場合（点滴注射を行った場合を除く。）は、B種及びA種に25点を加える。 3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に27点を加える。 4 生後60日齢以内の牛に静脈内注射を行った場合は、B種に13点を加える。 5 動脈内注射にも適用し、B種を218点とする。
40 点滴注射	275	52	1 点滴装置による持続的な静脈内注射をいう。 2 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に32点を加える。 3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に27点を加える。
41 関節腔 ^{くう} 内注射	210	14	
42 脊髓腔 ^{くう} 内注射	329	74	クモ膜下腔 ^{くう} に達する注射をいう。
43 腰椎注射	270	74	1 腰椎の硬膜外腔^{くう}に達する注射を行った場合とする。 2 前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔にあつては、開腹を行った場合に限り適用し、B種に63点を加える。
44 尾椎注射	155	14	尾椎の硬膜外腔 ^{くう} に達する注射を行った場合とする。
45 卵巢直接注射	271	16	卵巢実質内直接注射及び囊腫 ^{のう} 内直接注射をいい、直腸検査を含む。
〔第6処置料〕			

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
46 投薬			1 原虫及び糸状虫以外の寄生虫の駆除薬の投薬には適用しない。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 調剤して投薬した場合は、B種に16点、A種に10点を加える。
胃カテーテルによらない投薬	58	5	
胃カテーテルによる投薬	135	7	1 初乳（人工初乳を含む。）の投与を含む。 2 胃カテーテルによる投薬及び胃内ガス除去を行った場合は、B種に57点を加える。
47 洗浄			薬液による洗浄をいう。
眼洗浄・涙管洗浄・鼻 腔 ^{くう} 洗浄及び腔 ^{ちつ} 洗浄	70	20	眼洗浄には点眼を含む。
耳洗浄	176	35	1 耳洗浄には鼓室洗浄を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
乳房内洗浄	111	35	1 甚急性乳房炎に対する処置として行った場合に限り適用する。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に50点、A種に23点を加える。
ぼうこう 膀胱洗浄			
雌	178	37	
雄	236	37	
48 ぼうこう 膀胱内薬剤注入			1 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
	雌	128	12	2 膀胱内薬剤注入に先立って導尿を行った場合は、B種に雌は25点、雄は39点を加える。
	雄	168	11	
49	あん 罨法	98	48	あん 罨法材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
50	塗布又は塗擦			1 消毒、消炎、皮膚病の治療等の目的で皮膚又は粘膜に医薬品を外用することをいう。 2 被覆材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	水剤	58	5	
	こう 膏剤	64	11	
51	散布	56	6	
52	気管内薬剤噴霧	101	15	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
53	第一胃内容液投与	467	11	第一胃内容液を採取・投与することをいう。
54	胃洗浄	337	22	
55	かん 浣腸	102	19	
56	導尿			尿道カテーテルを用いた場合に限る。
	雌	133	5	
	雄	162	4	
57	しゃ 瀉血	152	11	

番 号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
58	子宮洗浄			洗浄液及び直腸検査を含む。
	牛	701	130	
	馬	956	385	
	種豚	556	210	
59	子宮内薬剤挿入	241	9	1 直腸検査を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 薬剤注入を行った場合は、B種に64点、A種に3点を加える。
60	胎盤停滞処置			胎盤停滞処置後、医薬品の注挿入を行った場合、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	牛・種豚	242	10	牛について、胎盤を子宮小丘から剥離し除去した場合は、B種に363点を加え、かつ、当該除去直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に120点を加える。
	馬	759	10	胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に200点を加える。
61	理学的治療	179	13	紫外線治療、超短波治療その他電気、光線、放射線等による治療をいう。
62	乳房内薬剤注入	57	4	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
63	ちょう 吊起	337	22	エアーマットを用いた場合は、B種に250点、A種に23点を加える。
64	外傷治療			洗浄、塗布、塗擦等一切の治療処置及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に63点を加える。また、縫合を行った場合には、B種に59点、A種に25点を加える。

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
	小（20センチメートルまで）			
	第1回	157	31	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B種に61点、A種に25点を加える。
	第2回以後	76	15	
	大（20センチメートルを超えるもの）			
	第1回	370	62	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B種に100点、A種に48点を加える。
	第2回以後	157	31	
65	第四胃変位簡易整復	249	5	
66	^{てい} 蹄病処置			^{てい} 蹄病処置で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を112点、A種を29点とする。
	第1回	530	50	1 ^{てい} 蹄病検査を含む。 2 ^{てい} 蹄病手術の後治療にも適用する。 3 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に32点を、 ^{てい} 蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、B種及びA種に181点を加える。 4 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に295点、A種に31点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に32点を、 ^{てい} 蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に181点を加える。

番 号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
	第2回以後	483	50	2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に295点、A種に31点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に32点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に181点を加える。
67	その他の外科的処置	112	29	1 処置、手術の後治療（第2回以後の点数を規定したもの及び蹄病手術の後治療を除く。）、乱刺、副木包帯、その他一般外科的処置をいう。 2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に32点を加える。
68	鎮静術	92	12	1 レントゲン検査、第6処置料及び第8手術料の各種別と併せて行った場合に限り適用する。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
69	蘇生術	305	123	胎子娩出後の新生子牛に対する、胎水の吸引、酸素吸入又は人工呼吸をいう。
【第7指導料】				
70	指導	146	5	卵胞嚢腫、黄体嚢腫、発育不全黄体（黄体形成不全）、卵巢発育不全、卵巢静止、排卵遅延（排卵障害）、卵巢萎縮、乳房炎、ケトーシス、第四胃変位（手術したものを除く。）、脂肪肝、ダウナー症候群（産前・産後起立不能症）、乳熱及び子牛の下痢・肺炎について、飼養法（原則として飼料計算に基づく飼料の給与指導を行うものとする。）及び管理法について指導を行い、指導書を交付した場合とする。

番 号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
〔第 8 手術料〕			手術のため必要な注射、洗浄、塗布、塗擦、散布等一切の治療処置及び被覆材料並びに医薬品（感染防止のために応用されるものを含む。）を含む。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔を行い開腹した場合には、腰椎注射を併せて適用できる。また、鎮静又は全身麻酔を行った場合には、鎮静術又は麻酔術を併せて適用し、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。他に、帝王切開、子宮脱整復、難産介助及び子宮捻転整復を行った場合に使用した子宮弛緩剤、並びに開腹及び開胸手術を行った場合に 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
頭 部 手 術			
71 円鋸術 ^{きよ}	378	67	1 1 個についての点数とする。 2 洗浄を含む。
72 眼科手術	378	67	1 眼帯を含む。 2 眼球摘出手術の場合は、B 種を 621 点、A 種を 98 点とする。
73 整歯			
鑷整 ^ろ			斜歯、剪状歯 ^{せん} 、階状歯等の鑷整及び歯鉋 ^{ほう} による短切をいう。
牛・種豚	238	22	
馬	402	89	
短切			歯鉋 ^{きょう} による短切をいう。
牛・種豚	283	49	
馬	452	117	
74 抜歯			1 1 歯についての点数とする。

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
	牛・種豚	321	28	2 歯槽骨膜炎等による歯牙打出の場合は、B種に493点、A種に76点を加える。
	馬			
	ぜい 齧歯、乳臼歯	489	96	
	裂歯、永久臼歯	561	96	
75	鼻鏡断裂手術	679	108	鼻鏡断裂の縫合手術をいう。
	けい 頸 部 手 術			
76	気管切開	352	108	
77	食道異物除去	337	22	
78	食道切開	582	97	
79	さく 齧癖矯正術	3,364	419	
	胸 腹 部 手 術			
80	せん 穿胸	223	40	胸水排除のためのせん 穿胸術をいい、胸腔内貯留液の 疑いがある場合において診断のために行うせん 穿胸術 は、診察に含まれる。
81	せん 穿胃	175	32	1 薬剤の注入を含む。 2 腹膜灌流を同時に行った場合は、B種に92点、 A種に12点を加える。
82	第四胃変位簡易整復手術	603	147	デラハンティ法、ビンツリ法等の経皮的簡易整復 手術をいう。
83	開胸			1 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品 を含む。

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
84	牛・馬 種豚	9,657	853	2 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
		3,375	427	
	牛・馬			1 直腸検査を含む。
				2 2,000ミリリットル以内の補液に用いた医薬品を含む。
				3 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
		6,752	881	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
		5,116	749	1 腸捻転、腸重畳等の手術をいう。
				2 腸管吻合を行った場合は、B種に1,706点を加える。
		5,715	698	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
		4,622	409	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
		4,791	707	1 第四胃の捻転整復を行った場合は、B種に1,069点を加える。ただし、第四胃の捻転整復と同時に第三胃の捻転整復も併せて行った場合は、B種に1,197点を加える。
	その他の開腹	3,636	560	2 第三胃、第四胃又は盲腸切開を同時に行った場合は、B種に325点、A種に41点を加える。
				3 第一胃切開を同時に行った場合（第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合を除く。）は、B種に1,418点、A種に330点を加える。
				開腹により脂肪壊死症、中皮腫、腹膜癒着及び肝円さく遺残の診断を行った場合に限り適用する。

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
	種豚 (帝王切開)	3,922	403	
85	せん 穿腸	255	39	薬剤の注入を含む。
86	ヘルニア整復	1,691	110	1 観血手術によって整復した場合とする。 2 メッシュ法により整復した場合は、B種及びA種に164点を加える。 3 感染を伴う臍帯遺残構造物の摘出を行った場合は、B種に713点、A種に142点を加える。
87	摘出手術	713	142	放線菌症、ブドウ菌腫、病的睾丸等の摘出をいう。
88	ちつ 膣脱整復	272	76	1 圧定法による整復とし、洗浄、按摩、圧迫包帯、圧定器使用等の処置を含む。 2 陰門縫合により膣脱整復を行った場合は、B種に53点を加える。
89	ちつ 膣脱整復手術			
	縫合法	624	176	ボタン法等による手術をいう。
	観血法	1,293	202	
90	子宮脱整復	1,777	305	1 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 2 整復に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助器具を用いて起立させた場合は、B種に337点、A種に22点を加える。さらに、エアーマットを用いた場合は、B種に250点、A種に23点を加える。
91	直腸脱整復			
	縫合法	276	80	
	観血法			

番号	種 別	点 数		備 考
		B種	A種	
92	牛・馬	687	164	子牛の肛門設置術を行った場合は、B種に306点を加える。
	種豚	593	164	
	難産介助			1 胎子の失位等の原因により分娩 ^{べん} 困難な場合に人工的に講じた処置（人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等）をいい、死亡胎子の摘出も含む。 2 産道の損傷が腹腔 ^{くう} に達するものについて、縫合等の産道損傷手術を行った場合は、B種に529点、A種に135点を加える。
	牛・馬	678	107	1 難産介助を行った場合において、30分を超えても娩出 ^{べん} しない場合は、B種に509点を加える。 2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 開腹により胎子の失位等を整復した場合は、B種に2,551点、A種に433点を加える。 4 切胎（胎子の断頭、断脚及び内臓摘出等を行う。）を行った場合は、切胎時に行う医薬品の挿入、塗布、注射、子宮洗浄等にかかわらず、B種を2,866点、A種を242点とする。
93	種豚	411	97	難産介助を行った場合において、娩出 ^{べん} の間隔が30分を超えた場合は、B種に306点を加える。
	子宮捻転整復			1 子宮捻転を整復した場合並びに子宮捻転を整復して胎子を娩出 ^{べん} させた場合及び死亡胎子の摘出を行った場合とする。 2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 開腹により子宮捻転を整復した場合は、B種に2,551点、A種に433点を加える。
	胎子の回転法	842	104	立位のまま整復を行った場合とする。
	母体の回転法	1,440	104	後肢吊り上げ法にも適用する。

番号 種 別	点 数		備 考
	B 種	A 種	
94 乳房切開手術	1,803	222	1 外陰部動脈結紮^{きつ}手術にも適用する。 2 乳房切除手術の場合は、B 種に1,042点を加える。
95 乳頭狭窄 ^{さく} 手術	401	86	1 乳頭切断手術を行った場合は、B 種に23点を加える。 2 2 分房以上行った場合は、1 分房増すごとに B 種に117点、A 種に17点を加え、乳頭切断手術を行った場合は併せて B 種に23点を加える。
96 乳頭手術	814	76	2 分房以上行った場合は、1 分房増すごとに B 種に500点、A 種に44点を加える。
97 膀胱 ^{ぼうこう} 手術	522	97	開腹手術を行った場合は、B 種に4,489点、A 種に380点を加える。
98 尿道切開手術	872	134	1 尿道瘻^{ろう}形成手術を行った場合は、B 種に738点を加える。 2 カテーテルを留置した場合は、B 種に247点、A 種に90点を加える。
四 肢 手 術			
99 骨折整復			骨折整復で装着したギプスを除去した場合は、B 種を154点、A 種を29点とする。
観血整復術	7,336	2,371	1 骨接合板を用いて整復した場合とする。 2 骨接合板と骨髄ピンにより整復した場合は、B 種を8,738点、A 種を2,919点とする。 3 ギプス包帯を用いた場合は、B 種及び A 種に249点を加える。 4 トーマススプリントを用いた場合は、B 種及び A 種に530点を加える。
非観血整復術	681	205	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B 種及び A 種に63点を、ギプス包帯を使用した場合は、B 種及び A 種に249点を加える。

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
創外固定術	4,156	1,080	2 骨髄ピンを用いた場合は、B種に6,562点、A種に2,073点を加える。 3 トーマススプリントを用いた場合は、B種及びA種に530点を加える。
100 ナックル整復	660	210	1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に32点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に181点を加える。 2 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に424点、A種に176点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に32点を、ギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に181点を加える。 3 腱切断術又は腱延長術を行った場合は、B種に325点、A種に81点を加える。 4 ナックル整復で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を112点、A種を29点とする。
101 脱臼整復	712	201	1 靱帯、腱等の損傷部位の固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に63点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に249点を加える。 2 脱臼整復で装着したギプスを除去した場合は、B種を154点、A種を29点とする。
102 膝蓋関節脱臼整復手術	705	117	観血手術の場合とする。
103 蹄病手術	816	83	1 蹄病検査を含む。 2 蹄冠部又は蹄角質部の病巣を切開又は摘出する場合をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に32点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に181点を加える。

番 号	種 別	点 数		備 考
		B 種	A 種	
	そ の 他 の 手 術			3 2 肢以上行った場合は、1 肢増すごとに B 種に 539 点、A 種に 58 点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 32 点を、^{てい}蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1 肢につき B 種及び A 種に 181 点を加える。 4 ^{てい}断蹄手術の場合は、B 種を 1,713 点、A 種を 132 点とする。 5 ^{てい}蹄病手術で装着したギプスを除去した場合は、1 肢につき B 種を 112 点、A 種を 29 点とする。
104	切開手術			^{のう}膿瘍、^{せつ}瘰、^{よう}癰、フレグモーネ、挫傷等の切開（患部の切開、^{のう}排膿、薬液洗浄等切開に伴う一切の治療処置を含む。）をいい、被覆材料を含む。
	小（20センチメートルまで）			
	第 1 回	325	81	^{のみ}骨鑿を用いずに腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
	第 2 回以後	182	41	
	大（20センチメートルを超えるもの）			関節切開（^{くう}関節腔に達する切開を加える場合に限る。）には、この点数を適用する。
	第 1 回	706	135	^{のみ}骨鑿を用いて^{きゅう}骨柁等を^{そうは}搔爬し、^{きゅう}骨柁内の腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
	第 2 回以後	264	68	
105	麻酔術	365	52	1 全身麻酔に限る。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。 3 吸入麻酔を行った場合は、B 種に 769 点、A 種に 238 点を加える。
106	^{らく} 焼烙	145	17	点状^{らく}焼烙、線状^{らく}焼烙、^{せん}穿刺^{らく}焼烙等をいう。

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
〔第9入院料〕			
107 入院			1 1日についての点数とする。 2 飼料代及び暖房料は含まない。
牛・馬	253	37	
種豚	97	19	

- 〔注〕 1 B種の項に係る点数は農業保険法施行規則第117条第1項の規定、A種の項に係る点数は同規則第166条の規定によるものである。
- 2 本表に表示のない診療については、その都度農林水産省経営局長に相談し、最も近似する診療として準用すべき旨を同局長から通知された本表の治療、処置、手術等に係る点数を適用する。
- 3 薬価基準表は、付表のとおりとする。

【別表】

往診の備考の積雪地域

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県
及び鳥取県の区域並びに次の表の市町村名の欄に掲げる市町村の区域

府 県 名	郡 名	市 町 村 名	
宮 城 県		仙台市（旧宮城町、旧秋保町のみ）	
		白石市	
		栗原市（旧瀬峰町を除く。）	
		大崎市（旧古川市、旧岩出山町、旧鳴子町のみ）	
福 島 県	刈田郡	蔵王町、七ヶ宿町	
	柴田郡	川崎町	
	加美郡	加美町（旧小野田町、旧宮崎町のみ）	
		福島市（旧松川町、旧信夫村及び旧飯野町を除く。）	
		会津若松市	
		郡山市（旧湖南村のみ）	
		喜多方市	
		天栄村	
		南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
		耶麻郡	北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町
		河沼郡	会津坂下町、湯川村、柳津町
		大沼郡	会津美里町、三島町、金山町、昭和村
栃 木 県		日光市（旧今市市及び旧足尾町を除く。）	
		那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町のみ）	
		那須町	
群 馬 県		沼田市（旧白沢村を除く。）	
		渋川市（旧赤城村及び旧北橘村を除く。）	
		高崎市（旧倉渕村、旧箕郷町、旧榛名町のみ）	
		榛東町、吉岡町	
		中之条町、東吾妻町、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村	
		利根郡	片品村、川場村、みなかみ町
山 梨 県		南アルプス市（旧芦安村のみ）	
		早川町	
長 野 県		長野市（旧篠ノ井市、旧松代町、旧川中島町、旧更北村及び旧信更村を除く。）	
		上田市（旧塩田町、旧川西村、旧丸子町及び旧武石村を除く。）	
		須坂市（旧東村のみ）	

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
岐 阜 県	北安曇郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	中野市 大町市（旧八坂村を除く。） 飯山市 松本市（旧安曇村のみ） 安曇野市（旧穂高町、旧堀金村のみ） 飯田市（旧南信濃村のみ） 松川村、白馬村、小谷村 高山村 山ノ内町、木島平村、野沢温泉村 信濃町、飯綱町、小川村 栄村
		高山市 山県市（旧美山町のみ） 郡上市（旧美並村及び旧和良村を除く。） 本巣市（旧根尾村のみ） 下呂市（旧馬瀬村のみ） 飛驒市 関市（旧洞戸村、旧板取村のみ）
		不破郡 揖斐郡 大野郡
		関ヶ原町 揖斐川町 白川村
	静 岡 県	静岡市（旧井川村のみ） 浜松市（旧水窪町のみ）
	滋 賀 県	大津市（旧堅田町のみ） 長浜市（旧びわ町、旧湖北町、旧虎姫町及び旧高月町を除く。） 高島市（旧マキノ町、旧今津町、旧朽木村のみ） 米原市（旧山東町、旧伊吹町のみ）
	京 都 府	福知山市（旧三和町を除く。） 舞鶴市 綾部市 宮津市 京丹後市 南丹市（旧美山町のみ） 与謝野町、伊根町
	兵 庫 県	豊岡市 養父市

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
島 根 県	美方郡	丹波市（旧青垣町のみ） 朝来市 宍粟市（旧波賀町、旧千種町のみ） 新温泉町、香美町
		益田市（旧匹見町のみ） 安来市（旧広瀬町、旧伯太町のみ） 雲南市（旧掛合町、旧吉田村のみ） 浜田市（旧金城町、旧旭町のみ）
		奥出雲町 飯南町 美郷町（旧大和村のみ）、邑南町
		津山市（旧久米町を除く。） 新見市（旧哲多町及び旧哲西町を除く。） 真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧落合町及び旧久世町を除く。） 美作市（旧美作町、旧作東町及び旧英田町を除く。）
岡 山 県	真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡	新庄村 鏡野町（旧富村、旧奥津町、旧上齋原村のみ） 奈義町 西粟倉村
		廿日市市（旧吉和村のみ） 安芸高田市（旧美土里町、旧高宮町のみ） 三次市（旧君田村、旧布野村、旧作木村のみ） 庄原市（旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町のみ）
		安芸太田町（旧戸河内町のみ）、北広島町
広 島 県	山県郡	

（備考） この表の「市町村名」に掲げる名称は、平成２９年４月１日において、それらの名称を有する市、町又は村の地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

薬 価 基 準 表

凡 例

- 1 この薬価基準表は、農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定により、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（家畜共済診療点数表）中、〔第2薬治料〕、〔第5注射料〕、〔第6処置料〕及び〔第8手術料〕の備考によって増点する医薬品の価額を示すものである。
- 2 この薬価基準表においては、医薬品を便宜上注射薬、内用薬、外用薬、注入・挿入薬及びその他の5部に分け、それぞれについて品名を五十音順に配列した。ただし、品名に冠せられた「動物用」、「獣医用」、「注射用」、「〇〇％」等の表示は、これらを除いたものとして五十音順に配列した。
- 3 品名の欄は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第41条第1項の規定により定められる日本薬局方に収載されている医薬品（以下「局方医薬品」という。）については局方医薬品名を、局方医薬品以外の医薬品（以下「局方外医薬品」という。）については販売名を採用した。ただし、局方外医薬品であっても、一般名によって内容の統一が図られるものについては、スルファジメトキシム注射液、ベルベリン注射液等のように一般名を採用して整理した。品名の頭に（局）の記号を付したものは、第17改正日本薬局方収載医薬品である。
- 4 一般名で統一した局方外医薬品については、これらの医薬品の下に販売名を掲げ、当該販売名ごとに製造販売会社名を記載した。
- 5 規格・単位の欄は、各品目について一般的に使用上の基礎単位と考えられる規格・単位を掲げた。特に注射薬については、規格の規定方法が様々であるので、次のように示してある。
 - （1）薬剤含有量と容器の形態で規定しているもの
例）キモトリプシン注射液…5,000単位 1 A
1 アンプル中にキモトリプシンを5,000単位含有するものを示す。
例）（局）リンゲル液…500mL 1 V
1 バイアル中にリンゲル液500mLを含有するものを示す。
 - （2）薬剤の濃度、容量及び容器形態で規定しているもの
例）（局）アドレナリン注射液…0.1％ 1 mL 1 A
1 アンプル中に、アドレナリンの濃度が0.1％である注射液を1 mL含有するものを示す。
 - （3）薬剤の含有量（濃度）と容器の形態のみを規定しており、1 容器中の容量は規定していないもの
例）（局）エストラジオール安息香酸エステル注射液…2 mg 1 mL V
1 mL中にエストラジオール安息香酸エステルを2 mg含有するもので、容器の形態がバイアルであるものを示す。
- 6 薬価の欄には、各品目の規格・単位に該当する薬価を掲げた。

- 7 備考の欄には、当該医薬品の別名その他必要事項を記載した。
- 8 第1部から第4部までの各部で共通して使用される品目については、使用度の多いと思われる部に収載した。したがって、当該使用部に収載されていない場合は、他部の当該品目の項によることができる。
- 9 第5部は、改正前の薬価基準表に収載されていて、改正により薬価基準表第1部から第4部までに収載されなくなる医薬品のうち、診療施設においてまだ在庫があり、また、在庫があれば給付されることが適当であると考えられる医薬品を暫定的に収載するものであり、各品目に係る備考の欄の期日までに限って適用があるものとする。

取 扱 方 法

- 1 この薬価基準表は、「家畜共済診療点数表」に定めるところに従い、使用した医薬品の価額に応じて点数を算出するために用いる。
- 2 使用した医薬品によって点数を算出する方法は、次による。
 - (1) 使用した医薬品の品名及び数量に応じて計算される医薬品の価額を合計し、その合計額を1点の価額10円で除した数（小数点以下は四捨五入し、この数が1に満たない場合は切り上げて1とする。）をその点数とする。
 - (2) この薬価基準表に収載されている医薬品であってその使用した量がこの薬価基準に掲げる単位により難しいときは、使用量に比例した価額を採るものとする。
 - (3) この薬価基準表に収載されていない医薬品を使用した場合は、診療点数に算入しないものとする。
 - (4) 局方医薬品及び凡例4の規定にかかわらず、一般名でこの薬価基準表に収載されている医薬品のうちいずれの製造販売会社名も掲げていないものについては、いずれの製造販売会社の製品であっても、この薬価基準表の価額によって算定するものとする。
 - (5) この薬価基準表に収載されている医薬品であって、医薬品の品名（局方医薬品名又は販売名）及び規格・単位によって同一医薬品と特定される医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の8の規定に基づく会社合併等による製造販売承認の承継又は社名の変更等によって、製造販売会社名が変更になった場合においても、この薬価基準表の価額によって算定するものとする。
 - (6) 第5部に掲げた医薬品については、備考の欄の適用期日の翌日以後、診療点数に算入することができない。
- 3 この薬価基準表は、診療点数制の合理化を図るため、家畜共済に付された家畜について使用した医薬品に応じて診療点数を算出する基準とするものであって、医薬品の売買価格又は一般の診療費に対して何らの制限を加えるものではない。

第1部 注射薬

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
◆あ◆				
アスコルビン酸注射液		2,500mg10mL1A	85.00	
動物用25%ビタミンC注	日本全薬工業			
(局)アドレナリン注射液		0.1%1mL1A	92.00	塩酸エピネフリン注射液、塩酸アドレナリン注射液、エピネフリン注射液
アモキシシリン油性懸濁注射液		150mg(力価)1mLV	23.00	
アモスタックLA注	Meiji Seikaファルマ			
安息香酸ナトリウムカフェイン注射液		20%10mL1A	78.00	アンナカ注射液
20%アンナカ注	日本全薬工業			
アンピシリン注射液		150mg(力価)1mLV	23.00	
アンピシリンゾル 15%「KS」	共立製薬			
水性懸濁アンピシリン注「明治」	Meiji Seikaファルマ			
アンピシリン注射液		200mg(力価)1mLV	23.00	
水性アンピシリン注「KS」	共立製薬			
アンピシリン注射液NZ	日本全薬工業			
アンピシリンゾル 20%「KS」	共立製薬			
注射用アンピシリンナトリウム		1g(力価)1V	128.00	
アンピシリンナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬			
注射用アンピシリンナトリウム		3g(力価)1V	376.00	
注射用アンピシリンNa「KS」	共立製薬			
注射用アンピシリンナトリウムNZ	日本全薬工業			
注射用ビクシリン	Meiji Seikaファルマ			
注射用アンピシリンナトリウム		4g(力価)1V	770.00	
アンピシリンナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬			
注射用ビクシリン	Meiji Seikaファルマ			
注射用アンピシリンナトリウム		5g(力価)1V	387.00	
アンピシリンナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬			
注射用アンピシリンNa「KS」	共立製薬			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
注射用アンピシリンナトリウムNZ	日本全薬工業			
注射用アンピシリンナトリウム		6g(力価)1V	811.00	
注射用ピクシリン	Meiji Seikaファルマ			
アンピシリンナトリウム・クロキサシリン ナトリウム配合注射液		4g(力価)1V	739.00	
注射用ベテシリン	Meiji Seikaファルマ			
アンピシリンナトリウム・クロキサシリン ナトリウム配合注射液		6g(力価)1V	756.00	
インタゲン	フジタ製薬			
アンピシリンナトリウム・クロキサシリン ナトリウム配合注射液		8g(力価)1V	1,204.00	
注射用ベテシリン	Meiji Seikaファルマ			
◆い◆				
インフェゾールV注射液	日本全薬工業	500mL1V	226.00	
◆う◆				
ウルソデオキシコール酸注射液		1%10mLV	226.00	
ウルソV注射液1000	DSファーマアニマルヘルス			
ウルソデオキシコール酸注射液		2.5% 10mLV	208.00	
ウルソH注射液	DSファーマアニマルヘルス			
ウルソデオキシコール酸「文永堂」 － 静注 －	文永堂製薬			
ウルソデオキシコール酸注射液		2.5% 20mL1V	353.00	
UDCA注射液「KS」	共立製薬			
ウルソデオキシコール酸注射液		10%10mLV	640.00	
ウルソデスオキシコール酸注10% 「フジタ」	フジタ製薬			
ウルソ注射液10%	DSファーマアニマルヘルス			
◆え◆				
エクツエマリン	リケンベッツファーマ	10mLV	34.00	
エストラジオール安息香酸エステル注射液		2mg1mLV	51.00	
エストラジオール注「KS」	共立製薬			
動物用オバホルモン注	あすかアニマルヘルス			
動物用ギナンドール	日本全薬工業			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
エストリオール注射液		5mg 1mLV	117.00	
動物用ホーリン50	あすかアニマルヘルス			
AD3E注「文永堂」	文永堂製薬	1mLV	30.00	
エリスロマイシン注射液		50mg(力価)1mLV	12.00	
エリスロマイシン注50	共立製薬			
塩化ベタネコール注射液		0.25%10mL1A	62.00	
ベサネコール注NZ	日本全薬工業			
塩酸オキシテトラサイクリン注射液		50mg(力価)1mLV	9.00	
オキシテトラサイクリン注NZ	日本全薬工業			
OTC注「KS」	共立製薬			
塩酸オキシテトラサイクリン注射液		100mg(力価)1mLV	12.00	
エンゲマイシン10%注射液	インターベット			
OTC注10%「フジタ」	フジタ製薬			
塩酸クレンプテロール注射液		0.03mg1mLV	119.00	
プラニパート	B.I.アニマルヘルスジャパン			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 5%500mL1V(PB)	157.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液5%	日本全薬工業			
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注5%「KS」	共立製薬			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		200mg 5%1,000mL1V(PB)	245.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液5%	日本全薬工業			
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注5%「KS」	共立製薬			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 25%500mL1V(PB)	180.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液25%	日本全薬工業			
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注25%「KS」	共立製薬			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		200mg 25%1,000mL1V	297.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液25%	日本全薬工業			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 40%500mL1V(PB)	258.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液40%	日本全薬工業			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 50%500mL1V	275.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液50%	日本全薬工業			
塩酸チアミン加リンゲル注射液		50mg500mL1V(PB)	160.00	
ビタミンB1加リンゲル液	共立製薬			
ビタミンB1加リンゲルV注射液	日本全薬工業			
塩酸チアミン加リンゲル注射液		100mg1,000mL1V(PB)	256.00	
ビタミンB1加リンゲル液	共立製薬			
ビタミンB1加リンゲルV注射液	日本全薬工業			
塩酸メクロプラミド注射液		50mg 10mL1A(V)	124.00	
動物用テルペラン注	あすかアニマルヘルス			
ブリンペラン注	インターベット			
ブリンペラン筋注用	ナガセ医薬品			
塩酸メクロプラミド注射液		100mg 10mL1A(V)	301.00	
動物用メクロ注10「KS」	共立製薬			
塩酸リンコマイシン注射液		100mg(力価)1mLV	56.00	
動物用リンコシン注射液 100mg	ゾエティス・ジャパン			
リンコマイシン注100「フジタ」	フジタ製薬			
リンコマイシン注100「KS」	共立製薬			
塩酸リンコマイシン注射液		300mg(力価)1mLV	140.00	
動物用リンコシン注射液 300mg	ゾエティス・ジャパン			
動物用エンドコール注	B.I.アニマルヘルスジャパン	100mg10mLV	158.00	
エンロフロキサシン注射液		5%1mLV	47.00	
バイトリル5%注射液	バイエル薬品			
エンロフロキサシン注50「KS」	共立製薬			
エンロフロキサシン注射液		10%1mLV	97.00	
エンフロックス注10%	フジタ製薬			
エンロフロキサシン注100「KS」	共立製薬			
バイトリル10%注射液	バイエル薬品			
バイトリルワンショット注射液	バイエル薬品			
◆お◆ オキシテトラサイクリン注射液		200mg(力価)1mLV	46.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
テラマイシン・LA注射液	ゾエティス・ジャパン			
オキシトシン注射液		50単位5mL1A	155.00	
動物用アトニナーO	あすかアニマルヘルス			
動物用オキシトシン注射液DSP	ナガセ医薬品			
動物用オキシトシンA注射液	日本全薬工業			
動物用ヒントシナーO	日本全薬工業			
ポストンエス	共立製薬			
オキシトシン注射液		100単位10mL1V	311.00	
ホルモニブラ オキシトシン注射液	日本全薬工業			
オルビフロキサシン注射液		50mg1mLV	40.00	
ビクタス注射液5%	DSファーマアニマルヘルス			
メイビックス注射液5%	DSファーマアニマルヘルス			
◆か◆				
カナマイシン硫酸塩		100mg(力価)V	5.00	
注射用硫酸カナマイシン明治	Meiji Seikaファルマ			
カルベトシン注射液		50 μ g1mLV	92.00	
オキカルマイルド	フジタ製薬			
果糖加ブドウ糖V注射液25%	日本全薬工業	500mL1V	207.00	
(局)果糖注射液		5%500mL1V(B)	146.00	
(局)果糖注射液		5%1,000mL1V	326.00	
カルシドン	フジタ製薬	250mL1V	391.00	
カルシドン	フジタ製薬	500mL1V	624.00	
カルマデックス注	フジタ製薬	250mL1V	485.00	
カルマデックス注	フジタ製薬	500mL1V	766.00	
◆き◆				
キシラジン注射液		2%1mLV	137.00	
キシラジン注2%「フジタ」	フジタ製薬			
セデラック2%注射液	日本全薬工業			
セラクター2%注射液	バイエル薬品			
キシリトール注射液		10%500mL1V	357.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
キシリット注10%	日本全薬工業			
キシリトール注射液		25%500mL1V(PB)	491.00	
キシリット注25%	日本全薬工業			
キシリット注25%「KS」	共立製薬			
キシリトール注射液		25%1,000mL1V(PB)	770.00	
キシリット注25%	日本全薬工業			
キシリット注25%「KS」	共立製薬			
キモトリブシン注射液		5,000単位1A	226.00	
動物用キモチーム 5,000単位	あすかアニマルヘルス			
キモトリブシンNZ	日本全薬工業			
キモトリブシン注射液		10,000単位1A	233.00	
キモトリブシンー10000	日本全薬工業			
キモトリブシン注射液		25,000単位1A	612.00	
動物用キモチーム 25,000単位	あすかアニマルヘルス			
キモトリブシンー25	日本全薬工業			
強力OSM	日本全薬工業	100mL1V	242.00	
◆く◆				
グルコン酸カルシウム注射液		20%500mL1V(PB)	451.00	
グルカ注20%	共立製薬			
グルコン酸カルシウム注射液		20%800mL1V	735.00	
グルカ注20%	共立製薬			
クロプロステノール注射液		0.5mg2mL	745.00	
エストラメイト	ナガセ医薬品			
クロプロステノールC	フジタ製薬			
レジプロンーC	あすかアニマルヘルス			
ゼノアジンC注射液	日本全薬工業			
d-クロプロステノール注射液		0.075mg1mLV	452.00	
ダルマジン	共立製薬			
◆け◆				
血清性性腺刺激ホルモン		1,000単位1A	884.00	PMSG

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
セラルモン1000	共立製薬			
動物用セロトロピン	あすかアニマルヘルス			
動物用ピーエムエスA1000単位	日本全薬工業			
動物用ピーメックス1,000単位	日本全薬工業			
ケトプレックス	共立製薬	500mL1V	555.00	
◆こ◆				
高張食塩V注射液	日本全薬工業	500mL1V	298.00	
高張食塩注「KS」	共立製薬	1,000mL1V	372.00	
高張食塩V注射液	日本全薬工業	1,000mL1V	372.00	
コレカルシフェロール注射液		100万単位1mL	98.00	
ビタフラルD3-1000	共立製薬			オスビタン-1000
ビタフラルD3-S	共立製薬			オスビタン・S
デュファフラルD3-1000	ゾエティス・ジャパン			
ビタレラD3注100	フジタ製薬			
コンドロイチンD3注	文永堂製薬	1mLV	29.00	
◆さ◆				
酢酸フェルチレリン注射液		50 μ g 1mLV	270.00	
コンサルタン注射液	あすかアニマルヘルス			
コンセラール注射液	ナガセ医薬品			
スポルネン・注	共立製薬			
ゼノフェル注射液	日本全薬工業			
フェルチレリン注「フジタ」	フジタ製薬			
ボンサーク注	Meiji Seikaファルマ			
酢酸フェルチレリン注射液		100 μ g 2mL1A	539.00	
アボックス	日本全薬工業			
コンセラール注射液	ナガセ医薬品			
スポルネン・注	共立製薬			
ゼノフェル注射液	日本全薬工業			
酢酸フェルチレリン注射液		100 μ g 2mLS	598.00	
フェルチレリン注「フジタ」	フジタ製薬			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
酢酸フェルチレリン注射液		200 μ g4mL1A	927.00	
コンセラル注射液	ナガセ医薬品			
ゼノフェル注射液	日本全薬工業			
酢酸ブセレリン注射液		4.2 μ g 1mLV	267.00	
動物用イトレリン注射液	ILS			
エストマール注	インターベツト			
酢酸リンゲル-V注射液	日本全薬工業	500mL1V	197.00	
酢酸リンゲル-V注射液	日本全薬工業	1000mL1V	260.00	
サノリン	リケンベッツファーマ	100mL1A(V)	221.00	
サリチル酸ナトリウム臭化カルシウム ブドウ糖注射液		5%100mL1A(V)	255.00	
ザルソプロカ糖注NZ	日本全薬工業			
◆し◆				
ジノプロスト注射液		2mg 1mLV	162.00	
パナセラン・F液	フジタ製薬			
ジノプロスト注射液		5mg 1mLV	241.00	
パナセラン・Hi	フジタ製薬			
ジノプロストロメタミン		6.71mg1mLV	219.00	
動物用プロナルゴンF注射液	ゾエティス・ジャパン			
ジノプロストロメタミン		1.5mLシリンジ	657.00	
ジノプロストT注1%「フジタ」	フジタ製薬			
ジノプロストロメタミン		2.5mLシリンジ	912.00	
ジノプロストT注1%「フジタ」	フジタ製薬			
ジノプロストロメタミン		13.42mg1mLV	326.00	
ジノプロストT注1%「フジタ」	フジタ製薬			
ジミナゼン		1g 1V	1,877.00	
ガナゼック	日本全薬工業			
臭化ブリフィニウム注射液		75mg10mLA	486.00	
パドリン注	インターベツト			
◆す◆				
スパドリン注	リケンベッツファーマ	10mLV	68.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
スルピリン注射液		40% 5mL1A	59.00	
動物用40%スルピリン注	日本全薬工業			
スルピリン注射液		40%10mL	73.00	
動物用40%スルピリン注	日本全薬工業			
動物用スルピリン注40%「KS」	共立製薬			
スルファジメトキシシ注射液		10%100mL1A(V)	235.00	
10%サルトキシシ注	リケンベッツファーマ			
ジメトキシシ注NZ	日本全薬工業			
スルファジメトキシシ注射液		20%100mL1V	494.00	
アプシード注20%	フジタ製薬			
ジメトキシシ20%注「文永堂」	文永堂製薬			
スルファモノメトキシシ注射液		20%100mL1V	663.00	
ダイメトンB注20%	フジタ製薬			
◆せ◆				
生理食塩液20mL注射液		20mL1A	61.00	
(局)生理食塩液		500mL1V(B)	149.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局)生理食塩液		1,000mL1V(B)	233.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
生理食塩液		1,000mL1V	201.00	
動物用生食V注射液	日本全薬工業			
ゼノピタンAD3E注	日本全薬工業	1mLV	30.00	
セファゾリンナトリウム注射液		1g(力価)1V	258.00	
セファゾリン注「フジタ」	フジタ製薬			
セファゾリンナトリウム注射液		3g(力価)1V	537.00	
セファゾリン注「フジタ」	フジタ製薬			
セファゾリン注「KS」	共立製薬			
セファメジン注「動物用」	インターベット			
セファゾリンナトリウム注射液		4g(力価)1V	767.00	
セファゾリン注「フジタ」	フジタ製薬			
セフチオフルナトリウム注射液		1g(力価)	1,723.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
エクセネル注	ゾエティス・ジャパン			
セフチオフルナトリウム注射液		4g(力価)	7,091.00	
エクセネル注	ゾエティス・ジャパン			
前葉性卵胞刺激ホルモン注射液		10AU 1A	1,468.00	
アントリン・10	共立製薬			
前葉性卵胞刺激ホルモン注射液		20AU 1A	2,614.00	
アントリン・20	共立製薬			
◆そ◆				
ソムノペンチル	共立製薬	1mLV	31.00	
◆た◆				
ダイサクサン	共立製薬	500mL1V	216.00	
ダイサクサン	共立製薬	1000mL1V	299.00	
タイロシン注射液		2,000mg(力価)10mL V	309.00	
動物用タイラン200注射液	日本全薬工業			
タイロシン注200「SP」	ナガセ医薬品			
タイロシン注200「KS」	共立製薬			
タウチゲン注	リケンベッツファーマ	20mL1V	115.00	
タウチゲン注	リケンベッツファーマ	100mL1V	226.00	
炭酸水素ナトリウム注射液		1.35%500mL1V	301.00	重炭酸ナトリウム注射液
等張重曹注	日本全薬工業			
炭酸水素ナトリウム注射液		7%500mL1PB(V)	259.00	
重曹注	日本全薬工業			
7%重曹注「KS」	共立製薬			
ダンプロン	リケンベッツファーマ	20mL1V	168.00	
ダンプロン	リケンベッツファーマ	100mL1V	547.00	
◆ち◆				
チアミンジスルフィド注射液		500mg20mL1V	180.00	
ネオバイタミンH	フジタ製薬			
チアムリン注射液		200mg(力価)1mLV	89.00	
タイアムチン注射液	日本全薬工業			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
チアンフェニコール注射液		250mg1mLV	50.00	
ネオマイズン注射液	共立製薬			
チオピタンC	フジタ製薬	500mL1V	480.00	
チオプロニン注射液		5%100mLV	1,406.00	
動物用チオラ注射液	あすかアニマルヘルス			
(局)注射液		20mL1A	61.00	
注射液		20mL1A	61.00	
エクセネル注用注射液	ゾエティス・ジャパン			
チルミコシン注射液		300mg(力価)1mLV	175.00	
チルミコシン注30%「タムラ」	田村製薬			
チルミコシン注300「フジタ」	フジタ製薬			
チルミコシン注300「KS」	共立製薬			
ミコチル300注射液	日本全薬工業			
◆て◆				
デキサメタゾン懸濁注射液		1mg1mLV	12.00	
デキサゾン注	リケンベッツファーマ			
デキサメサゾン注「KS」	共立製薬			
デキサメサゾン懸濁注「タムラ」	田村製薬			
デキサメサゾン注「文永堂」	文永堂製薬			
ユーバレス	フジタ製薬			
デキサメタゾン注射液		1mg1mLV	42.00	
水性デキサメサゾン注A	日本全薬工業			
デュファフラルーフォルテ	ゾエティス・ジャパン	1mLV	41.00	
デュファフラルーマルチ	ゾエティス・ジャパン	1mLV	23.00	
◆と◆				
等張糖加リンゲル液		500mL1V(PB)	171.00	
等張糖加リンゲル液「KS」	共立製薬			
等張リンゲル糖ーV注射液	日本全薬工業			
等張糖加リンゲル液		1,000mL1V(PB)	249.00	
等張糖加リンゲル液「KS」	共立製薬			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
等張リンゲル糖－V注射液	日本全薬工業			
等張糖加乳酸リンゲル液		500mL1V	222.00	
等張ハルゼン糖－V注射液	日本全薬工業			
等張糖加乳酸リンゲル液		1,000mL1V(PB)	264.00	
等張ハルゼン糖－V注射液	日本全薬工業			
トコフェロール注射液		50mg1mLV	28.00	
ビタミンイー注	日本全薬工業			
トラネキサム酸注射液		5%10mLV	102.00	
トラムリン注	日本全薬工業			
バソラミン注	Meiji Seikaファルマ			
トンキー200	フジタ製薬	100mL	787.00	
◆に◆				
ニューグロン	共立製薬	500mL1V	668.00	
ニューグロン・S	共立製薬	500mL1V	777.00	
ニューグロンプラス	共立製薬	500mL1V	744.00	
ニューボロカルA	日本全薬工業	500mL1V	448.00	
◆ね◆				
ネオアス注射液	東亜薬品	10mL	98.00	
ネオアスP	東亜薬品	10mL	51.00	
ネオグリセロ注	リケンベッツファーマ	100mL1V	209.00	
ネオサノリン	リケンベッツファーマ	100mL1A(V)	291.00	
ネオスチグミンメチル硫酸塩注射液		0.05%10mL1A	67.00	
動物用パラスチミン	日本全薬工業			
ネオニューリン注	フジタ製薬	100mLV	216.00	
ネオニューリン注	フジタ製薬	250mLV	553.00	
ネオニューリン注	フジタ製薬	500mLV	850.00	
ネオヘキサメチオニン	フジタ製薬	100mL1V	202.00	
◆は◆				
破傷風血清		330単位1mLV	280.00	
破傷風血清	松研薬品工業			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
パパリンデイ注	フジタ製薬	20mL1V	184.00	
ハルゼン-V注射液	日本全薬工業	500mL1V	183.00	
ハルゼン-V注射液	日本全薬工業	1,000mL1V	271.00	
ハル糖-V注射液	日本全薬工業	500mL1V	340.00	
パンカル注50mg	フジタ製薬	100mL1V	1,751.00	
パンチクロン注	リケンベッツファーマ	20mL1V	184.00	
パンチクロン注	リケンベッツファーマ	100mL1V	236.00	
パンテチン注射液		20%50mLV	1,947.00	
イブコン注20%	フジタ製薬			
◆ひ◆				
ヒアルロン酸ナトリウム注射液		4mL1V	7,716.00	
ハイオネート	B.I.アニマルヘルスジャパン			
ヒスタミンB6注「文永堂」	文永堂製薬	10mLV	45.00	
ビタゴールド	リケンベッツファーマ	500mL1V	612.00	
ビタレラAD3E「フジタ」	フジタ製薬	1mLV	24.00	
ビタフルアルAD3E	共立製薬	1mL1V	36.00	
ビタフルアル-フォルテ	共立製薬	1mLV	28.00	ビタロング・フォルテ
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		1,500単位1A	692.00	
ゲストロン1500	共立製薬			
動物用コリホルモンA 1500単位	日本全薬工業			
動物用プベローゲン 1,500単位	日本全薬工業			
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		3,000単位1A	853.00	
動物用ゴナトロピン 3000	あすかアニマルヘルス			
動物用コリホルモンA 3000単位	日本全薬工業			
動物用プベローゲン 3,000単位	日本全薬工業			
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		5,000単位1A	1,256.00	
ゲストロン 5000	共立製薬			
動物用ゴナトロピン 5000	あすかアニマルヘルス			
動物用コリホルモンA 5000単位	日本全薬工業			
動物用プベローゲン 5,000単位	日本全薬工業			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		10,000単位 1A	2,249.00	
動物用ゴナトロピン 10000	あすかアニマルヘルス			
動物用コリホルモンA 10000単位	日本全薬工業			
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン		10,000単位 1V	1,761.00	HCG、胎盤性性腺刺激ホルモン
油性コリホルモン 10,000単位	日本全薬工業			
ピラピリン	日本全薬工業	100mL1V	251.00	
◆ふ◆				
フィットナジオン注射液		50mg10mL1A	176.00	
ビタミンK1注	日本全薬工業			
(局)ブドウ糖注射液		5% 50mL1V	95.00	
(局)ブドウ糖注射液		5% 100mL1V(B)	113.00	
(局)ブドウ糖注射液		5% 250mL1V(B)	139.00	
(局)ブドウ糖注射液		5% 500mL1V(B)	174.00	
(局)ブドウ糖注射液		5% 1,000mL1V	216.00	
(局)ブドウ糖注射液		10% 500mL1V(B)	174.00	
(局)ブドウ糖注射液		50% 20mL1A	97.00	
動物用フリートミン注射液	DSファーマアニマルヘルス	1mLV	15.00	
フルスルチアミン注射液		100mg 20mL1A(V)	201.00	
アニビタン100注射液	ナガセ医薬品			
フルスル注	フジタ製薬			
フルスルチアミン注射液		500mg 100mL1V(PB)	849.00	
アニビタン500注射液	ナガセ医薬品			
フルスル注	フジタ製薬			
フルニキシメグルミン注射液		8.3%1mLV	89.00	
パナミン注射液5%	DSファーマアニマルヘルス			
フォーベット50注射液	ナガセ医薬品			
フルニキシメ注「明治」	Meiji Seikaファルマ			
フルニキシメ注5%「フジタ」	フジタ製薬			
メフロシル	ゾエティス・ジャパン			
フルニキシメグルミン注射液		16.6%1mLV	166.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
フルニキシン注10%「フジタ」	フジタ製薬			
プレドニゾン注射液		10mg1mLV	11.00	
プレドニゾン注射液NZ	日本全薬工業			
プレドニゾン注射液「KS」	共立製薬			
プレドニゾン注射液「タムラ」	田村製薬			
プレドニゾン注「フジタ」	フジタ製薬			
プレドニゾン注「文永堂」	文永堂製薬			
プレドリン注	リケンベッツファーマ			
プロゲステロン注射液		200mg 5mL1A	460.00	
動物用ルテオーゲンL	日本全薬工業			
プロチオン	日本全薬工業	500mL1V	538.00	
フロルフェニコール注射液		10%1mLV(PB)	40.00	
フロルフェニコール100注射液	田村製薬			
フロロコール100注射液	ナガセ医薬品			
フロルフェニコール注100「フジタ」	フジタ製薬			
フロルフェニコール注100「KS」	共立製薬			
フロルフェニコール注100NZ	田村製薬			
フロルフェニコール注射液		20%1mL(PB)	64.00	
フロルフェニコール200注射液	田村製薬			
フロロコール200注射液	ナガセ医薬品			
フロルフェニコール注200「フジタ」	フジタ製薬			
フロルフェニコール注200「KS」	共立製薬			
フロルフェニコール注200NZ	田村製薬			
フロルフェニコール注射液		45%1mL	157.00	
ニューフローール450注射液	インターベツト			
◆へ◆				
ベルベリン注射液		0.2%100mL1V	175.00	
ベリノール注A	日本全薬工業			
ベルパリン注	リケンベッツファーマ			
ベンジルペニシリンカリウム		300万単位1V	513.00	結晶ペニシリンGカリウム

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
結晶ペニシリンG明治	Meiji Seikaファルマ			
ベンジルペニシリンプロカイン注射液		600万単位20mLV	149.00	懸濁水性プロカインペニシリン
動物用懸濁水性プロカインペニシリンG	田村製薬			
動物用懸濁水性プロカインペニシリンG注射液「リケン」	リケンベッツファーマ			
懸濁水性プロカインペニシリンG注NZ	日本全薬工業			
動物用プロカインペニシリンGゾル「KS」	共立製薬			
懸濁水性プロカインペニシリンG「meiji」	日本全薬工業			
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロストレプトマイシン配合注射液		PC・G20万単位DSM 250mg(力価) 1mLV	9.00	マイシリン(懸濁用)
懸濁水性マイシリン注NZ	日本全薬工業			
動物用マイシリンゾル「KS」	共立製薬			
マイシリン・ゾル「タムラ」	田村製薬			
マイシリンゾル「meiji」	日本全薬工業			
リケンマイシリン	リケンベッツファーマ			
◆ほ◆				
ホスホマイシンナトリウム注射液		2g(力価)1V	677.00	
動物用ホスミシンS(静注用)	Meiji Seikaファルマ			
ボロカール	日本全薬工業	500mL1V	539.00	
◆ま◆				
マルボフロキサシン		20mg(力価)1mLV	50.00	
マルボシル2%	Meiji Seikaファルマ			
マルボフロキサシン		100mg(力価)1mLV	204.00	
マルボシル10%	Meiji Seikaファルマ			
◆め◆				
メシリナム		500mg(力価)V	330.00	
注射用メタシリン	日本全薬工業			
メシル酸ダノフロキサシン注射液		25mg1mLV	46.00	
アドボシン注射液	ゾエティス・ジャパン			
メチリット注	文永堂製薬	100mL1V	258.00	
メロキシカム		20mg1mL	257.00	
メタカム2%注射液	B.I.アニマルヘルスジャパン			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
メロキシカム		50mg1mL	643.00	
メロキシリン注5%	フジタ製薬			
◆ら◆				
ラドン	日本全薬工業	10mL1A	58.00	
◆り◆				
硫酸カナマイシン注射液		100mg(力価)1mLV	5.00	
カナマイシン注NZ	日本全薬工業			
カナマイ注100「フジタ」	フジタ製薬			
硫酸カナマイシン注射液100明治	Meiji Seikaファルマ			
硫酸カナマイシン注100「KS」	共立製薬			
硫酸カナマイシン注射液		250mg(力価)1mLV	19.00	
カナマイ注250「フジタ」	フジタ製薬			
カナマイ(フジ)250	田村製薬			
硫酸カナマイシン注射液250明治	Meiji Seikaファルマ			
硫酸カナマイシン注250「KS」	共立製薬			
硫酸ジヒドロストレプトマイシン注射液		250mg(力価)1mLV	10.00	
ジヒドロストレプトマイシン注射液「タムラ」	田村製薬			
硫酸セフキノム油性懸濁注射液		25mg(力価)1mLV	44.00	
コバクタン	共立製薬			
セファガード	共立製薬			
硫酸マグネシウム注射液		20%100mL1V	207.00	
動物用マグゾール注	日本全薬工業			
(局)リンゲル液		500mL 1V(B)	215.00	
リンゲル糖ーV注射液	日本全薬工業	1,000mL1V	302.00	
リン酸デキサメタゾンナトリウム注射液		1mg1mL1V	34.00	
コルソンP注射液	日本全薬工業			
水溶性デキサ注「KS」	共立製薬			
リン酸デキサメタゾンナトリウム注射液		1.315mg1mLPB	29.00	
水性デキサ注0.1%	フジタ製薬			
◆る◆				

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
動物用ルテウムデポー	あすかアニマルヘルス	5mL1A	307.00	
ルテオーゲンE	日本全薬工業	5mL1A	466.00	
◆れ◆				
レスチオンV注「KS」	共立製薬	100mL1V	196.00	
レバギニン	共立製薬	100mL1V	206.00	
レバチオニン	日本全薬工業	100mL1V	173.00	

第2部 内用薬

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
◆あ◆ (局)アスピリン		10g	29.40	アセチルサリチル酸
アモキシシリン散		100mg(力価)1g	4.00	
アモキシシリン可溶散10%「KS」	共立製薬			
アモキシシリン10%可溶散「明治」	科学飼料研究所			
アモキシシリン散		200mg(力価)1g	6.00	
アモキシシリン可溶散20%「KS」	共立製薬			
アモキシシリン20%可溶散「明治」	科学飼料研究所			
アモキシシリン粒		100mg(力価)1g	3.00	
アモキシシリン可溶散10%「フジタ」	フジタ製薬			
アモキシシリン粒		200mg(力価)1g	6.00	
アモキシシリン可溶散20%「フジタ」	フジタ製薬			
アモキシシリン粒		700mg(力価)1g	11.00	ロカイ末
アモキシシリン可溶散70%「フジタ」	フジタ製薬			
(局)アロエ末		10g	40.30	
(局)安息香酸ナトリウムカフェイン		1g	7.20	
アンピシリン散		100mg(力価)1g	30.00	
アンピシリン散「KS」	共立製薬			
動物用アンピシリン散「コーキン」	コーキン化学			
オーデシン散	あすかアニマルヘルス			
パーレシン粒	インターベツト			
◆い◆ イソプロチオラン粒剤		25%10g	40.00	アンナカ
フジックス	日本農薬			
イソプロチオラン散剤		50%10g	94.00	
フジックス散	日本農薬			
◆う◆ ウルソデオキシコール酸散		5%1g	5.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
ウルソー5%	DSファーマアニマルヘルス			
ウルソデオキシコール酸5%「KS」	共立製薬			
ウルソデオキシコール散「文永堂」	文永堂製薬			
ウロストン	科研製薬	50%1g	24.00	
◆え◆				
エクテシン液	Meiji Seikaファルマ	10%10mL	41.00	
(局)エフェドリン塩酸塩		1g	105.50	塩酸エフェドリン
(局)l-メントール		1g	16.60	
(局)塩化カリウム		10g	8.40	
(局)塩化カルシウム水和物		10g	17.00	塩化カルシウム
塩酸オキシテトラサイクリン散		100mg(力価)1g	4.00	
オキテラ水溶散・100	共立製薬			
OTC可溶散「コーキン」	コーキン化学			
塩酸オキシテトラサイクリン散		500mg(力価)1g	9.00	
OTC可溶散50%「KS」	共立製薬			
塩酸クレンプテロール		0.025mg1mL	37.00	
ベンチプルミン-シロップ	B.I.アニマルヘルスジャパン			
塩酸クロルテトラサイクリン散		200mg(力価)1g	12.00	
CTC可溶散「SP」	インターベツト			
CTC水溶散「ペーリンガーインゲルハイム」	B.I.アニマルヘルスジャパン			
塩酸ドキシサイクリン散		20mg(力価)1g	2.00	
ビブラベツト-20M	ピーヴィージー・ジャパン			
エンロフロキサシン液		2.5%1mL	27.00	
バイトリル2.5%HV液	バイエル薬品			
◆お◆				
(局)オウバク末		10g	30.40	黄柏末
オキシリン酸散		5%1g	12.00	
パラザン	松村薬品			
オキシリン酸散		10%1g	14.00	
動物用オキシリッチ散	コーキン化学			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
オメプラゾール		6.16g1S	4,093.00	
ガストログード®	B.I.アニマルヘルスジャパン			
◆か◆				
動物用ガストリン	共立製薬	10mL	79.00	
ガスドリン	リケンベッツファーマ	10mL	75.00	
ガスナインS	日本全薬工業	10mL	76.00	
家畜健胃散「スタマー」	日本全薬工業	10g	7.00	
(局)乾燥酵母		10g	23.50	
(局)カンゾウ末		10g	31.40	甘草末
◆き◆				
(局)希塩酸		10mL	8.80	
キートン	フジタ製薬	10g	10.00	
(局)キニジン硫酸塩水和物		1g	136.90	硫酸キニジン
協同胃腸薬	リケンベッツファーマ	10g	14.00	
(局)キョウニン水		10mL	16.30	杏仁水
ギンベル	フジタ製薬	10g	17.00	
◆く◆				
(局)苦味チンキ		10mL	17.40	
(局)グルコン酸カルシウム水和物		1g	7.70	グルコン酸カルシウム
グレピオマイシン散	日産合成工業	10g	58.00	
(局)クロルフェニラミンマレイン酸塩散		1%1g	6.90	マレイン酸クロルフェニラミン散
◆け◆				
(局)ケイ酸マグネシウム		10g	6.90	
軽種馬用ハテキ	ミヤリサン製薬	10g	16.00	
(局)ケイヒ末		10g	21.50	桂皮末
ケトナイン「文永堂」	文永堂製薬	250mL	275.00	
ゲリトミン散	共立製薬	10g	16.00	
(局)ゲンチアナ末		10g	32.00	
◆こ◆				
(局)合成ケイ酸アルミニウム		10g	20.70	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局)コデインリン酸塩散1%		1%1g	7.40	リン酸コデイン散 1%
◆し◆				
(局)ジアスターゼ		10g	24.60	
ジゴシン散 0.1%		0.1%1g	10.70	
(局)ジヒドロコデインリン酸塩散1%		1%1g	7.40	リン酸ジヒドロコデイン散1%
新オルゲンS	文永堂製薬	10g	33.00	
人工カルルス塩		10g	6.90	
新中森獣医散	中森製薬	15g	46.00	
新中森獣医散[Z]	中森製薬	15g	45.00	
新モアラゼ散	日産合成工業	10g	14.00	
◆す◆				
ストリゲン-A	フジタ製薬	10g	67.00	
(局)スルピリン水和物		1g	7.20	スルピリン
スルファジメトキシナトリウム		純末1g	8.00	
アプシードソーダ	Meiji Seikaファルマ			
スルファジメトキシナトリウム散		10%10g	16.00	
アプシードソーダ散	Meiji Seikaファルマ			
サルトキシ末	リケンベッツファーマ			
スルファモノメトキシ水和物		1g	11.00	スルファモノメトキシ ン
ダイメトン「明治」	Meiji Seikaファルマ			
スルファモノメトキシ散		10%10g	17.00	
ダイメトンS散	Meiji Seikaファルマ			
スルファモノメトキシ散		20%10g	21.00	
ダイメトン散20%	Meiji Seikaファルマ			
スルファモノメトキシナトリウム		純末1g	13.00	
ダイメトンソーダ	Meiji Seikaファルマ			
◆せ◆				
(局)精製水		10mL	1.10	
整腸散NZ	日本全薬工業	10g	22.00	
(局)センブリ・重曹散		1g	6.90	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局)センブリ末		10g	218.30	当薬末
ゼノストン	日本全薬工業	10g	9.00	カウストン
◆た◆				
(局)ダイオウ末		10g	21.70	大黃末
(局)炭酸水素ナトリウム		10g	7.20	重曹、重炭酸ナトリウム
(局)タンニン酸アルブミン		1g	6.90	タンナルビン
◆ち◆				
畜救散	大園製薬	10g	29.00	
◆て◆				
(局)天然ケイ酸アルミニウム		10g	10.40	
◆と◆				
トルトラズリル		5%1mL	59.00	
牛用バイコックス	バイエル薬品			
牛用メイズリル	Meiji Seikaファルマ			
トルトラズリル		15%1mL	161.00	
牛用コクシトール15%	フジタ製薬			
トルラミン	共立製薬	10g	8.00	
◆な◆				
ナトキンール	共立製薬	10g	24.00	
◆に◆				
(局)乳糖水和物		10g	16.40	乳糖
◆ね◆				
ネオクインコール	日本全薬工業	250mL	221.00	
ネオトルラー80	文永堂製薬	10g	13.00	
ネオルノーゲン	共立製薬	250mL	199.00	
ネオルノーゲン	共立製薬	20L	11,771.00	
◆は◆				
ハイクインコール	日本全薬工業	250mL	202.00	
(局)ハッカ油		1mL	8.30	薄荷油
パーロンK	北都製薬	10g	31.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
パンカルG	田村製薬	10g	88.00	
パンカルG散	Meiji Seikaファルマ	10g	9.00	
パンスターゼ	リケンベッツファーマ	10g	15.00	
パンタムG	田村製薬	10g	88.00	
◆ひ◆				
Bioエンチ	東亜薬品	10g	17.00	
動物用ビオスリー	東亜薬品	10g	8.00	
Bioペア	東亜薬品	10g	86.00	
ピコザマイシン散		50mg(力価)1g	31.00	
バクテロン散5%	住化エンバイロメンタルサイエンス			
ビスキノ末	リケンベッツファーマ	10g	13.00	
ピフクリーンN	内外製薬	10g	23.00	
(局)ヒマシ油		10mL	11.70	
◆ふ◆				
(局)ブドウ糖		10g	7.40	
フルニキシンメグルミン		8.3%1g	161.00	
バナミンペースト	インターベット			
フロルフェニコール液2%「フジタ」	フジタ製薬	20mg/mL	6.00	
フロルフェニコール液5%「フジタ」	フジタ製薬	50mg/mL	13.00	
フロルフェニコール液10%「フジタ」	フジタ製薬	100mg/mL	25.00	
◆へ◆				
ベコクサン	エランゴジャパン	1mL	63.00	
ベリノール末A	日本全薬工業	10g	31.00	
ベルパリン末	リケンベッツファーマ	10g	13.00	
◆ほ◆				
ポーゲン	リケンベッツファーマ	250mL	366.00	
ホスホマイシンカルシウム散		400mg(力価)1g	71.00	
ホスミン細粒40%	Meiji Seikaファルマ			
ホニプロン末	日本全薬工業	10g	11.00	
ボビノン	日本全薬工業	10g	9.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局)ホミカエキス散		1g	7.20	
ポンテ散	フジタ製薬	10g	35.00	
◆ま◆				
マグコンゾール	日本全薬工業	250mL	261.00	
◆み◆				
獣医用宮入菌末	ミヤリサン製薬	10g	36.00	
動物用ミヤリサン	ミヤリサン製薬	10g	34.00	
◆め◆				
メクロプラミド散		15.35mg1g	13.00	
テルペラン経口用	あすかアニマルヘルス			
プリンペラン経口用	インターベット			
◆も◆				
モーサン	フジタ製薬	10g	8.00	
モサプリドクエン酸塩水和物		1%10g	360.00	クエン酸モサプリド
プロナミドE散1%	DSファーマアニマルヘルス			
◆や◆				
(局)薬用炭		1g	8.30	
◆よ◆				
(局)ヨウ化カリウム		1g	7.20	
◆り◆				
リゾストン	共立製薬	10g	12.00	
硫酸ゲンタマイシン散		50mg(力価)3.0g	228.00	
動物用ゲンタリン細粒	インターベット			
硫酸コリスチン散		20mg(力価)1g	15.00	
硫酸コリスチン2%可溶散明治	科学飼料研究所			
硫酸コリスチン散		100mg(力価)1g	74.00	
硫酸コリスチン10%可溶散明治	科学飼料研究所			
硫酸ストレプトマイシン散		60mg(力価)1g	5.00	
ストマイ顆粒	日本全薬工業			
(局)硫酸マグネシウム水和物		10g	7.20	硫酸マグネシウム

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
(局)リン酸水素カルシウム水和物		10g	13.50	第二リン酸カルシウム、リン酸水素カルシウム
リン酸チルミコシン液		250mg(力価)1mLV	48.00	
チルミコシン経口液「タムラ」	田村製薬			
ミコラル経口液	エランコジャパン			
◆る◆ ルミノン液	日本全薬工業	10mL	118.00	

第3部 外用薬

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
◆あ◆				
(局)亜鉛華軟膏		10g	26.70	酸化亜鉛軟膏
(局)アクリノール水和物		1g	57.80	アクリノール、乳酸エタクリジン
アダーガード	フジタ製薬	10g	21.00	
(局)アドレナリン液		0.1%1mL	7.90	エピネフリン液、塩酸アドレナリン液、塩酸エピネフリン液
アンドレス軟膏	共立製薬	10g	14.00	
(局)アンモニア水		10mL	2.90	
◆い◆				
(局)イオウ		10g	11.50	
(局)イクタモール		10g	36.00	
◆え◆				
(局)液状フェノール		10mL	11.40	
(局)エタノール		10mL	16.90	アルコール
エチール軟膏	リケンベッツファーマ	10g	22.00	
(局)エーテル		10mL	28.40	
F・R・パスタ	北都製薬	10g	43.00	
(局)塩化ナトリウム		10g	5.00	食塩
(局)塩酸		10mL	8.40	
◆お◆				
(局)黄色ワセリン		10g	8.30	
(局)オキシドール		10mL	7.40	
(局)オリーブ油		10mL	16.80	
◆か◆				
(局)過マンガン酸カリウム		10g	17.90	
カンフル精		10mL	19.10	
カンメルパスタ	日本全薬工業	10g	24.00	
カンメルブルー(L)	日本全薬工業	10mL	27.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
◆き◆ (局)希ヨードチンキ		10mL	12.00	
◆く◆ クラーゲンネオ	フジタ製薬	10g	15.00	
(局)グリセリン		10mL	9.60	グリセロール
◆さ◆ (局)酢酸		10mL	3.20	
酢酸鉛		10g	26.50	鉛糖
(局)サリチル酸メチル		1mL	5.80	
(局)酸化亜鉛		10g	21.10	亜鉛華
◆し◆ シーサンイチ合剤	リケンベッツファーマ	10mL	20.00	
(局)次没食子酸ビスマス		1g	13.20	デルマトール
(局)硝酸銀		1g	192.50	
(局)消毒用エタノール		10mL	15.60	消毒用アルコール
真菌用軟膏NZ	日本全薬工業	10g	37.00	
(局)親水クリーム		10g	11.60	親水軟膏
(局)親水ワセリン		10g	21.10	
◆す◆ (局)水酸化カリウム		10g	11.60	
◆た◆ (局)タルク		10g	7.90	
(局)単軟膏		10g	26.20	
(局)タンニン酸		1g	11.30	
◆ち◆ (局)チアントール		10g	28.80	
(局)チンク油		10g	8.50	
◆て◆ 蹄病軟膏NZ	日本全薬工業	10g	100.00	
◆な◆				

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
ナナフロシン外用剤		0.1mg(力価)1mL	19.00	
ナナオマイシン油剤あすか	あすかアニマルヘルス			
◆に◆ (局)尿素		10g	7.60	
◆ね◆ ネオサルセリン	フジタ製薬	10g	51.00	
◆は◆ (局)白色ワセリン		10g	23.40	
動物用パスタノーゲン「ホクト」	北都製薬	10g	20.00	
◆ひ◆ (局)ピロカルピン塩酸塩		1g	1,158.80	塩酸ピロカルピン
◆ふ◆ (局)フェノール		10mL	11.60	石炭酸
(局)複方ヨード・グリセリン		10mL	13.50	
◆ほ◆ (局)ホウ酸		10g	7.30	
ポピドンヨード液		2%50mL	93.00	
動物用イソジン液	ムンディファーマ			
動物用ネオヨジン液	岩城製薬			
PVPヨード液L(フジタ)	フジタ製薬			
◆ま◆ (局)麻酔用エーテル		1mL	9.40	
◆め◆ (局)滅菌精製水(容器入り)		10mL	3.10	滅菌精製水
◆や◆ (局)薬用石ケン		10g	56.00	
◆よ◆ (局)ヨウ素		1g	7.50	
(局)ヨードチンキ		10mL	12.70	
動物用ヨーチン・SFL	科学飼料研究所	6g100mL	133.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
◆ら◆ ライツパスタ	北都製薬	10g	9.00	
ライツパスタC	北都製薬	10g	12.00	
◆り◆ (局)硫酸亜鉛水和物		10g	8.90	硫酸亜鉛
(局)硫酸アルミニウムカリウム水和物		10g	9.90	ミョウバン、硫酸アルミニウムカリウム
(局)流動パラフィン		10mL	9.30	
◆れ◆ レスモナ	リケンベッツファーマ	10g	41.00	
◆ろ◆ ロメワン	千寿製薬	5mL	621.00	

第4部 注入・挿入薬

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
◆あ◆ アンピシリン子宮注入剤		500mg(力価) 1組	452.00	
子宮注入用アンピシリン「KS」	共立製薬			
◆え◆ エリスロマイシン油性乳房注入剤		300mg(力価) 1本	251.00	
ガーディアンL	フジタ製薬			
ガーディアンCL	フジタ製薬			
塩酸オキシテトラサイクリン乳房注入剤		450mg(力価) 1本	137.00	
オキシテトラサイクリン乳房炎用液N Z	日本全薬工業			
塩酸ピルリマイシン乳房注入剤		10mL	429.00	
ピルスー	ゾエティス・ジャパン			
◆し◆ ジクロキサシリンナトリウム油性乳房注 入剤		200mg(力価)1本	155.00	
泌乳期用ジクロキサシリンジ	共立製薬			
ジクロキサシリンナトリウム 油性乳房注入剤(乳化発泡剤)		200mg(力価) 1組	261.00	
ホーミングDX	リケンベッツファーマ			
ジクロキサシリンナトリウム油性乳房注 入剤		500mg(力価) 1本	226.00	
乾乳期用ジクロキサシリンジ	共立製薬			
◆せ◆ セファゾリン油性乳房注入剤		150mg(力価) 1容器	126.00	
セファゾリンL「フジタ」	フジタ製薬			
セファゾリンLC「KS」	共立製薬			
セファメジンQR	日本全薬工業			
セファゾリン油性乳房注入剤		150mg(力価) 1容器	209.00	
セファメジンZ	日本全薬工業			
セファゾリン油性乳房注入剤		250mg(力価) 1容器	223.00	
セファゾリンD「フジタ」	フジタ製薬			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
セファゾリンDC「KS」	共立製薬			
セファメジンDC	日本全薬工業			
セファゾリン油性乳房注入剤		450mg(力価) 1容器	497.00	
セファゾリン3L「フジタ」	フジタ製薬			
セファメジンS	日本全薬工業			
セファピリンナトリウム油性乳房注入剤		200mg(力価) 1容器	226.00	
セファピリンL「フジタ」	フジタ製薬			
セファロニウム油性乳房注入剤		250mg(力価) 1容器	292.00	
乾乳期用セファロニウム-D	フジタ製薬			
乾乳期用セプラビン	ナガセ医薬品			
セファロニウムD「フジタ」	フジタ製薬			
セフロキシム油性乳房注入剤		250mg(力価) 1容器	192.00	
泌乳期用スペクトラゾール	ナガセ医薬品			
泌乳期用セフロキシム-M	フジタ製薬			
セフロキシムL「フジタ」	フジタ製薬			
◆へ◆				
ベンジルペニシリンプロカイン・ 硫酸カナマイシン油性乳房注入剤		PC・G30万単位 KM300mg (力価) 1本	210.00	
タイニーPK	フジタ製薬			
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロstreptomycin子宮注入剤		PC・G20万単位 DSM200mg (力価) 1組	475.00	
内膜炎用ネオポリシダールA	日本全薬工業			
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロstreptomycin油性子宮注入 剤		PC・G40万単位 DSM400mg (力価) 1組	539.00	
子宮内膜炎用ホーミングマイシン	リケンベッツファーマ			
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロstreptomycin油性乳房注入 剤		PC・G30万単位 DSM300mg (力価) 1容器	79.00	
ニューサルマイS	日本全薬工業			
マストップ・L	共立製薬			
リケプロマイシンPD	リケンベッツファーマ			
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロstreptomycin油性乳房注入 剤(乳化発泡剤)		PC・G30万単位 DSM300mg (力価) 1組	267.00	
ホーミングMC	リケンベッツファーマ			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
ベンジルペニシリンプロカイン・ 硫酸フラジオマイシン油性乳房注入剤 (エアゾール剤) ハイポリS	日本全薬工業	PC・G30万単位 FM300mg (力価)1本	117.00	
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロストレプトマイシン油性乳房注入 剤 乾乳用軟膏A	日本全薬工業	PC・G100万単位 DSM1g (力価)1容器	239.00	
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロストレプトマイシン油性乳房注入 剤(乳化発泡剤) 乾乳用ホーミングDC	リケンベッツファーマ	PC・G100万単位 DSM1g (力価)1容器	430.00	
◆ま◆ マストリチン	共立製薬	10mL	874.00	

第5部 その他

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
【注射薬】 セファゾリンナトリウム注射液 動物用セファゾリン注「明治」	武田テバファーマ	2g(力価)1V	480.00	平成30年11月30日まで適用
ビタレラAD3E	フジタ製薬	1mLV	24.00	平成31年1月31日まで適用
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン ゲストロン 10000	共立製薬	10,000単位 1A	2,249.00	平成30年11月30日まで適用